

マンション・アパートなどの 建築主の皆様へ

ご注意ください！

**ごみ集積場所について、
事前協議をお願いします。**

町内会・自治会が設置しているごみ集積場所の利用や
新たなごみ集積場所の設置（既存のごみ集積場所の
利用が困難な場合）にあたっては、

事前にごみ集積場所を管理している町内会・自治会
やごみ収集を行う盛岡市（資源循環推進課）との協
議をお願いします。



※町内会・自治会の連絡先が分からない場合は、市へお問合せください。

事前の協議がなかったり、遅かったりすると・・・

- 地域を巻き込んだトラブルに発展してしまうことがあります。
- 協議の結果、既存のごみ集積場所の利用が困難で、ごみ集積場所を新設する場合、設置する場所によっては、収集が行えない場合があります。

また、協議の結果、設置予定場所の変更など計画の見直しが必要となる場合がありますので、

建築確認申請前を目途に
盛岡市（資源循環推進課）まで
ご相談ください。



【参考】ごみ集積場所の設置要件について

※町内会・自治会との事前協議の結果、既存のごみ集積場所の利用が困難な場合

<設置位置について>

- ・ごみ収集車の通行に十分な幅員があり、通り抜けできる道路に面していること。
- ・安全かつ効率的に収集作業を行うことができること。
- ・その他関係法令に反しないこと。

上記を満たしているかどうかは、次の目安に基づき総合的に判断します。

- ・道路標識等により駐停車が禁止されている区域ではない場所
- ・消火栓から5m以内の部分でない場所
- ・坂の頂上付近又は勾配の急な坂でない場所
- ・交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内でない場所
- ・横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端から5m以内でない場所
- ・バス停留所から10m以内でない場所

※上記を満たしていても障害物があるなど、安全かつ効率的に収集作業を行うことができないと判断することもありますので、自己判断せず、建築確認申請前を目途に盛岡市にご確認ください。

<設置位置について>

- ・ごみ収集車の通行に十分な幅員があり、通り抜けできる道路に面していること。
- ・安全かつ効率的に収集作業を行うことができること。
- ・その他関係法令に反しないこと。



届出等の様式のダウンロードはこちらから



盛岡・玉山地域版



都南地域版

